

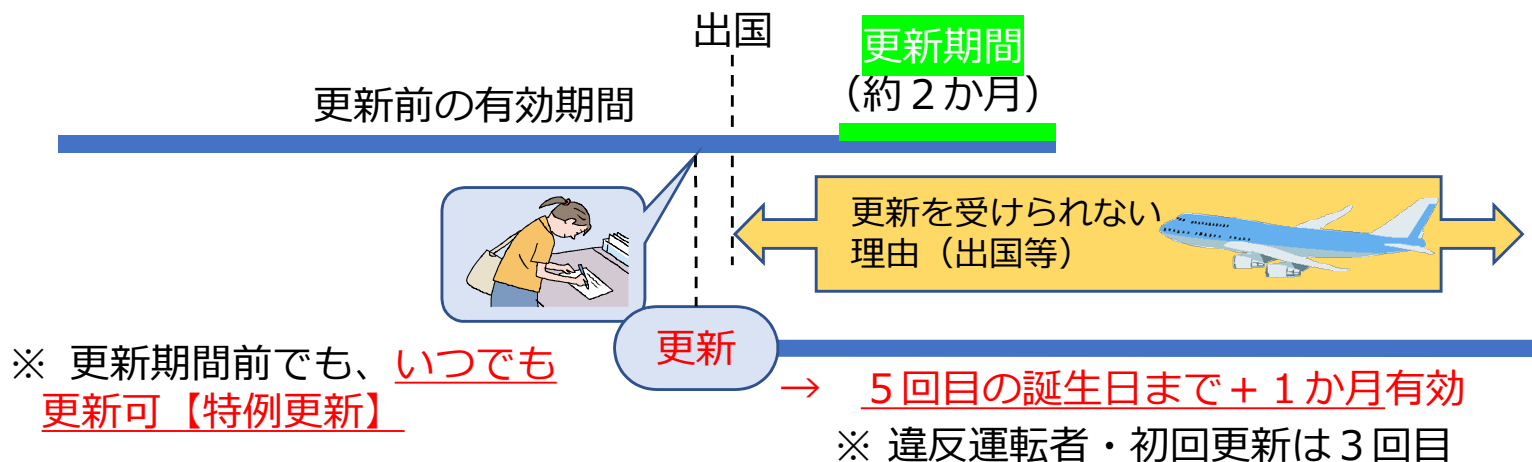
海外滞在者の運転免許証の更新等に係る特例について

※ 一般的な制度は下記のとおりです。詳しくは、各都道府県警察の運転免許センター等にお問い合わせください。

【出国前】

＜道路交通法第101条の2＞

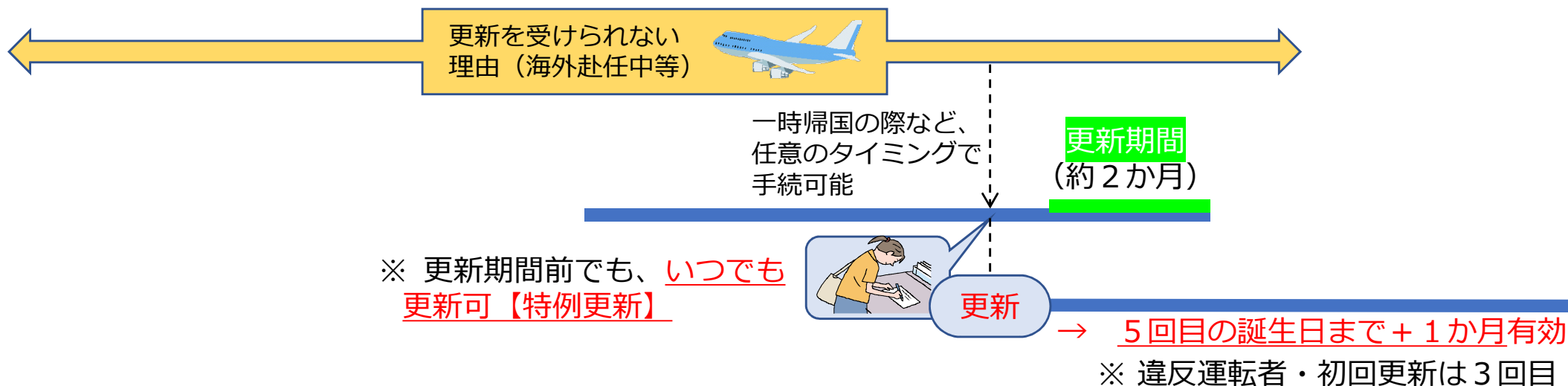
海外赴任の予定がある方は、出国前に更新していただければ、多くの方は、5年間有効な免許証を持って出国することができます。



【海外赴任中】

＜道路交通法第101条の2＞

海外赴任中の方は、更新期間前でも、一時帰国の際に更新することができます。



海外赴任中に免許が失効しそうなときも、事前に申し出ていただければ、コロナ対策として講じられている運転及び更新可能期間の延長を受けることができます。

※対象となるのは、免許証の更新期限が令和3年12月28日までの間にある方です。

※本措置は同日をもって申出の受付を終了いたします。

【事前申出による運転及び更新可能期間の延長（コロナ対策）】
失効前の申出（郵送等でも可）により、運転及び更新可能期間を3か月延長（その旨を免許証に記載等することで、引き続き運転可）

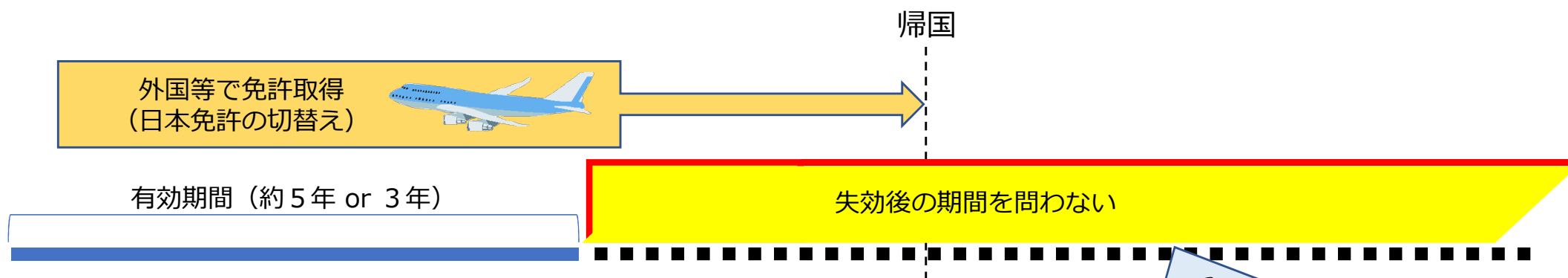


【帰国時】

＜道路交通法第97条の2 第2項＞

① <外国等の免許を受けている場合>

免許が失効して帰国した際も、外国で免許を取得している方は、視力など簡単な検査のみで日本の免許を取得することができます。



【外免切替】

- かつて一度でも日本の免許を受けたことがある者は、日本の免許失効後の期間を問わず、有効な外国等の免許を有する（日本の免許から切り替えた場合も含む。）ことを確認すれば、視力等の検査のみ（講習なし）で、日本の免許を取得



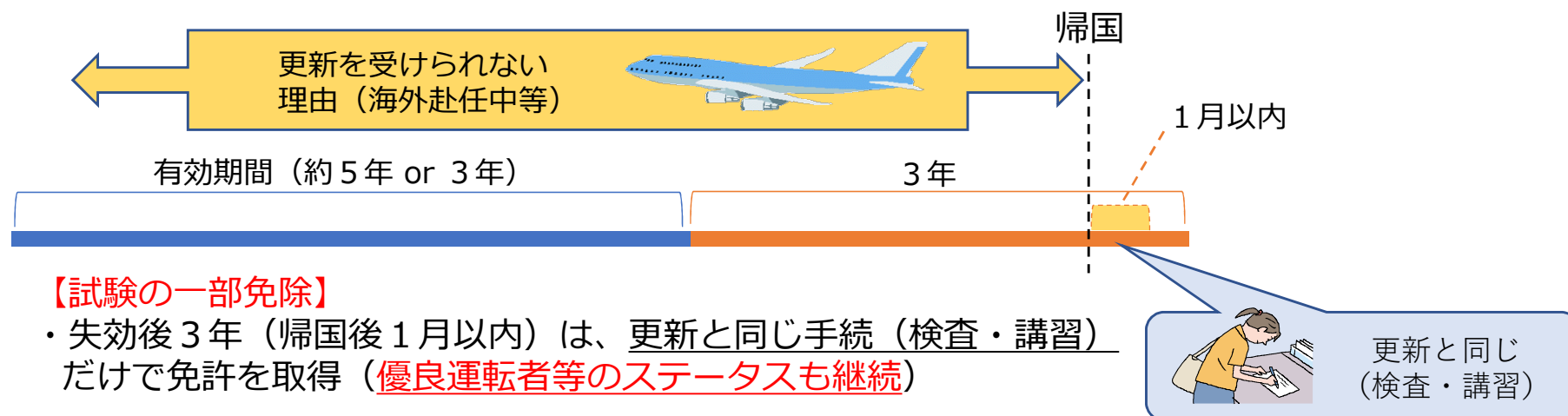
※ 「外国等」の範囲に制限なし（外国等の免許を受けた後、その外国等に3月以上滞在することが必要）

【帰国時】

＜道路交通法第97条の2第1項第3号＞

② <外国等の免許を受けていない場合>

外国で免許を取得していない方は、失効後3年以内で、帰国後1か月以内であれば、更新と同じ手続で免許を取得することができます。



【帰国から免許手続までの日本における運転】

＜道路交通法第107条の2＞

日本人の方も外国人の方と同様に、外国等で取得した国際運転免許証等を所持することによって、日本の免許を受けることなく (日本に上陸したときから1年間)、日本で運転することができます。



(国際運転免許証)